

上田市日本遺産VR動画等制作業務仕様書

1. 業務件名 上田市日本遺産VR動画等制作業務

2. 事業目的

VR 技術を活用して「レイライン」や「夏至の日の出」「冬至の日の入」などを再現し、上田市の日本遺産認定ストーリー及び構成文化財の魅力を体感できるようにすることで、旅行客の満足度を高めるとともに、上田市の日本遺産のファンの創出、関係人口や交流人口の拡大を図ることを目的とする。また、制作した VR 動画は、市内の施設やイベントなどで公開するだけでなく、各種プロモーションの機会において戦略的に活用し、上田市の日本遺産の魅力を広く発信することを目的とする。

3. 委託期間 契約締結日から令和7年3月17日まで。

4. 納入場所 上田市日本遺産推進協議会事務局 〒386-8601 長野県上田市大手 1-11-16 上田市役所 本庁舎 4階 文化政策課内

5. VR コンテンツのコンセプト

- (1) 単なる文化財解説ではなく、日本遺産認定ストーリー全体をPRし、「太陽と大地の聖地」「龍と生きるまち」としての文化的価値の理解や魅力訴求、来訪者満足度向上を図れるものとする。その中でも特に「レイライン」の存在を意識できるような演出や、太陽の恵み、雨の恵みを乞い願う人々の祈りに共感を得られるような演出にすること。
- (2) 実写・撮影映像を基本としながら必要に応じて3DCGや音声・音楽等を加えた体験型コンテンツとするとともに、VRの強みを生かした360°の主観映像や時間・空間の転移等の演出により非日常体験ができる没入感・臨場感あるコンテンツとすること。
- (4) 外国人観光客に配慮した内容とすること。(英語による案内は必須で、ナレーション、セリフの少ない映像構成又は英語字幕設定など。)
- (5) 利用者に最後まで見てもらえる仕掛けと適正なコンテンツ量に配慮すること。

6. 業務内容

受託者は、本業務の目的等を十分理解し、VR 動画制作に係る全ての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

本仕様書及び企画提案書を基に、委託者と協議を行い、内容を決定する。

決定した内容を基に、VR 動画の構成を作成する。

(2) 映像取得

企画構成に基づき、VR 動画の制作に必要な映像を取得する。新規に撮影するほか、既存の映像を購入して仕入れることも可とする。なお、撮影又は映像取得に際し、使用料等が発生する場合は、受託者が負担するものとする。

(3) 編集及びコンテンツ制作

ア 上記「2. 事業目的」及び「5. VRコンテンツのコンセプト」を踏まえ、発注者の承認

を得た企画をもとに、高精細（4K以上）かつ360°VRコンテンツを制作すること。

イ VRコンテンツは、ストーリー性を持たせ、最長5分程度の作品を1本以上制作すること。

なお、動画の再生時間については目安であり、企画に応じた最適な再生時間とすること。

ウ 撮影・取得した映像の加工、編集、音楽、テロップの挿入等の編集作業を必要に応じて行うものとする。なお、字幕は日本語及び英語の二カ国語表記とする（視聴者が選択できるようにすること）。VR動画の完成までに、発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けるものとする。VR動画の内容については次のとおりとする。

- ① 動画にクレジットを挿入すること。内容は委託者との協議のうえ、決定する。
- ② 音楽(BGM)、字幕、画像等を適宜挿入すること。
- ③ BGM等用の音楽素材の使用に関して、基本的にオリジナル又は、フリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続き等を受注者の負担により行うこと。
- ④ 一般の観光客等が写る場合は、顔をばかす等の処理を加える、当人から使用許諾を書面で得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。

(4) 視聴環境の整備

- ① 制作したVR動画の視聴に必要なVRゴーグルを納品すること。受託者は、委託者が指定する者（当協議会の職員等）に対し、基本的なVR動画操作方法の指導を行うこと。併せて操作マニュアルを作成すること。
- ② VRコンテンツの提供にあたって、常設スタッフが不在でも利用できるよう、来場者（利用者）が使用方法等を理解し、かつ混雑による回転率の悪化を防ぐよう、解説や案内の方法について提案し、必要な解説文や案内板を作成すること。なお、この解説文等は外国人観光客にも対応したものとする。
- ③ VRコンテンツ視聴設備を導入した場合における、使用者の安全対策等について提案すること。
- ④ VRコンテンツ映像特有の「VR酔い」や、ヘッドマウントディスプレイ等を用いた子どもの利用についての対応を提案すること。
- ⑤ 機材の盗難や損壊を防ぐためのセキュリティ対策を提案すること。

(5) 保守管理、その他付随する業務

- ① 完成後に必要となる運用・保守管理のマニュアルを作成すること。
- ② 必要と思われる導入後の保守管理経費を計算し提示すること。なお、保守管理経費が最小となるようVRコンテンツ・視聴設備全体の設計を工夫すること。極力、経常経費がかからないようにすること。
- ③ 概ね今後3年間、発注者が視聴可能人員を追加する場合に、機材の追加のみで対応ができるような仕組みとし、その際の手順もマニュアルに記載すること。
- ④ 概ね今後3年間、発注者がコンテンツの追加や改良、拡充を実施する場合に、成果品を加工できるよう、制作時の仕様等を明らかにすること。

(6) 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(7) 定期ミーティング

本業務の進め方の協議や進行管理、成果等について、常に発注者と連携を図り、情報共有

しながら適切な業務が遂行されるよう、原則として、業務開始から毎月１回以上、発注者に対して定期的に報告し、必要に応じ協議を行う。

7. 成果品 成果品の内容及び納品については、次のとおりとする。

(1) 内容

① VR 動画データ

動画は VR ゴーグル再生用、YouTube 再生用、PC 再生用のそれぞれ３種類を用意すること。なお、ファイル形式などは委託者と協議のうえ、決定する。また、動画は4K 対応の画質とする。

② デバイス

VR ゴーグルは、Meta 社製 Meta Quest3 と同等以上のものとする。(Wi-Fi などインターネット接続が無くても利用可能な仕組みであること。また、PC 接続をしないスタンドアロンで利用できること。)

③ 本業務で制作したすべてのデータ

コンテンツ制作に使用した映像素材データ、SDCG データ、字幕データ、音声データ、運用マニュアルや保守管理マニュアルなど。

(2) 納品

① VR 動画データ

成果品は電子媒体 (DVD-R 等) に保存して納品すること。また、コピーや編集等ができる状態で提出すること。

※成果品の所有権、著作権、利用権は上田市日本遺産推進協議会に帰属するものとする。

② デバイス

VR ゴーグルは、4 台納品すること。納品の際に、アプリ等を改めてダウンロードすることなく、再生可能な状態にしておくこと。

③ 本業務で制作したすべてのデータ

①と同じ。

8. 提案上限額 2,000,000 円 (税込) ※上限額を超えての提案は無効とする。

9. 業務の完了 業務の完了は、成果品を納品し当協議会の検査を受け、検査合格により完了とする。

10. ガイドラインの遵守・活用

業務にあたっては、以下のガイドライン等の最新の内容に留意すること。(以下に掲げるものに限らず、VR コンテンツの制作や文化観光の推進に関するガイドラインを遵守・活用すること)

○ 文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン

(文化庁文化財部伝統文化課)

○ VR等のコンテンツ制作技術活用ガイドライン

(特定非営利活動法人映像産業振興機構V I P O)

○ VRコンテンツのご利用年齢に関するガイドライン

(一般社団法人ロケーションベースVR協会)

11. 契約に関する条件等

(1) 再委託の禁止

受託者は本業務を一括して第三者に委任することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要な業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。一部業務を委託する際に発生する費用については、受託者の負担とする。

(2) 成果品の利用及び著作権

① 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに上田市日本遺産推進協議会に無償で譲渡するものとする。

② 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

④ ①の規程に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議のうえ、成果品の利用期間及び態様の限定を行うものとする。

(3) 守秘義務

受託者（再委託を受けた者も含む。）は、本業務で知り得た情報を契約期間のみならず、契約終了後も、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の取得・保護・管理

本業務を通して知り得た情報は、上田市情報公開条例（平成 18 年条例第 12 号）及び上田市個人情報保護法施行条例（令和 4 年条例第 23 号）並びにその他関係法令等に基づき、適切な運用を図ること。

(5) 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

(6) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議のうえ、承認を得ること。

12. その他

本仕様書に定めのない事項や解釈に意義が生じた場合は、双方で協議を行った上、決定する。

以上